

# 新型コロナウイルスワクチン接種

## についてのお知らせ



問合せ 保健センター ☎294-5511 FAX 295-5850

### 3回目接種（18歳以上）について

ワクチンの供給状況により、4月から東公民館の集団接種でファイザー社ワクチンを使用します。

日程	使用ワクチン
4月2日（土）、3日（日）、8日（金）、9日（土）、15日（金）、17日（日）、23日（土）	ファイザー社ワクチン
4月16日（土）	武田／モデルナ社ワクチン

※個別医療機関での個別接種は、ファイザー社ワクチンになります。

### 12歳から17歳の3回目接種について

厚生労働省では、12歳から17歳の人について、接種間隔が2回目接種から6か月経過後の3回目接種について検討しており、早ければ4月以降、接種対象者となる可能性があります。国の方針が決まった場合、対象となる人にお知らせします。使用されるワクチンは、ファイザー社ワクチンと見込まれています。

### 小児（5歳から11歳）のワクチンについて

小児のワクチンは、「努力義務」の対象ではありません。接種に不安や迷いがある人は、十分検討して、ご判断ください。ワクチンの効果や副反応について、以下のサイトをご参照ください。

- ・【厚生労働省】5歳から11歳の子どもへの接種（小児接種）についてのお知らせ
- ・【ファイザー社】ファイザー新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける方とそのご家族の方々のためのサイト

#### ■接種券・予診票および接種場所

対象者（5歳から11歳の子ども）には、3月上旬に接種券・予診票を発送してあります。送付した「接種券付き予診票」は、接種が12歳になってもそのまま使えます（12歳以上になった場合は大人用ワクチンを接種します）。なお、以下の人は毛呂山町保健センターへの申請が必要です。

- ・令和4年2月25日以降に転入し、毛呂山町の接種券がないお子さん
- ・予診票の追加発行（接種できず、「予診のみ」となった場合）
- ・予診票の再発行（紛失した場合）
- ・やむを得ない事情により、毛呂山町に住民登録がないが居住しており、接種を希望する場合

【小児ワクチン接種 実施医療機関】

医療機関	住所	電話番号	医療機関	住所	電話番号
おっぺ小児科・アレルギー科 クリニック	若山1-8-7	☎295-5550	初野医院	長瀬1850	☎295-2887

※おっぺ小児科は、おっぺ小児科のホームページからネット予約、初野医院は電話予約してください。

### 毛呂山町の新型コロナウイルスワクチン接種制度や接種方法・予約に関する相談

毛呂山町新型コロナウイルスコールセンター

☎050-5578-9415（ナビダイヤル）

午前9時から午後5時（土日祝日含む）※番号のかけ間違いにご注意ください。

# 成人年齢が18歳になります！

令和4年4月1日より、成人年齢が20歳から18歳へ引き下げられます。  
それに伴い、役場関係の手続き等、対象年齢が下記の通り変更になります。



担当課	手続き等の種類	変更点	問合せ先
住民課	婚姻届	婚姻のできる年齢（女性）／16歳→18歳 証人の年齢／20歳→18歳	住民課戸籍住民係 ☎295-2112㊦133
	離婚届	親権に服する年齢／20歳未満→18歳未満 証人の年齢／20歳→18歳	
	分籍届	届出できる年齢／20歳以上→18歳以上	
	性別の取扱いの変更の 審判	20歳以上→18歳以上	
	帰化届	帰化の条件／20歳以上の行為能力者→18歳以上の行為能力者	
	国籍取得届	国籍の再取得／20歳未満のもの→18歳未満のもの 認知された子の国籍の取得／20歳未満の子→18歳未満の子	
	国籍選択届	二重国籍となったのが20歳以前であれば、22歳までに選択 →二重国籍となったのが18歳以前であれば、20歳までに選択	
	養子縁組届	養親の年齢／成年（20歳）→20歳	
	個人番号（マイナンバー） カード	カード有効期間が5年間となるもの／20歳未満→18歳未満 ※令和4年4月1日以降にカード発行申請を行ったものが対象。	
	パスポートの申請	パスポートの有効期限が10年間となるもの／ 20歳以上→18歳以上（18歳未満は有効期限5年間）	
税務課	個人の住民税が 課税されない人	未成年者で前年の合計所得金額が135万円以下であった人／ 20歳未満→18歳未満（令和5年度分以降に適用）	税務課町民税課税係 ☎295-2112㊦199

## 令和4年度以降の毛呂山町成人のつどいについて

民法の一部改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、毛呂山町においては現行どおり20歳を対象に式典を開催します。なお、名称については、従来の「成人のつどい」のままでは民法上の成年年齢との整合がとれないため、「二十歳のつどい」に変更します。

- ▶ **対象年齢** 当該年度中に20歳を迎える人（現行通り）
- ▶ **名称** 二十歳のつどい（読み方／はたちのつどい）
- ▶ **開催日** 成人の日（1月第2月曜日）の前日の日曜日（現行通り）
- ▶ **問合せ** 教育委員会生涯学習課 ☎295-2112㊦522

